

## 各種手帳について

### 〈療育手帳〉

知

療育手帳とは、知的機能の障害が発達期に現れ、日常生活に支障が生じている方に対して、都道府県知事等が交付するものです。手帳交付を受けると、いろいろな福祉制度の利用や各種の援助が受けられます。

#### ○申請から交付まで

##### (1) 判定を受ける

判定機関

大隅児童相談所 【TEL0994-43-7011】 鹿屋市打馬 2-16-6

※日時を予約のうえ、判定を受けてください。

##### (2) 手帳の交付申請をする

判定を受けて知的障害を有すると判定され、手帳の交付を希望される方は、市町村役場福祉窓口にて交付申請を行ってください。

手続きに必要なもの

交付申請書（市町村窓口にあります）

印鑑

写真（上半身横 3 cm×縦 4 cm）

##### (3) 手帳の交付

交付申請から約 1 ヶ月で交付されます。

#### ○交付後の障害程度の確認

判定の記録欄に「次の判定年月日」が記載されている方は、再判定が必要になります。（次回判定が不要な場合もあります）

「次の判定年月日」までに予約のうえ、児童相談所で判定を受けてください。

#### ○こんな時は福祉事務所又は町村役場に届け出が必要です

(1) 手帳を紛失したり、破損したとき

(2) 住所、氏名などに変更があったとき

(3) 死亡したとき

☆鹿児島県では、A1 A2 B1 B2 の 4 段階になっています。